

水俣市監査委員公告第7号

令和8年度財務監査（定期監査・前期分）の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を公表する。

令和8年8月25日

水俣市監査委員 永 田 靖

水俣市監査委員 桑 原 一 知

令和8年度 財務監査結果に対して講じた措置状況

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
市長公室	令和8年6月25日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア 時間外勤務手当において、振替を命じ、振替手当で支給すべきところを、理由を示すことなく休日勤務手当で支給されていた。(令和8年2月 秘書係) イ 切手受払簿に 記載されている切手の残数と、実際の切手の残数が一致していないものがあった。(110円切手) (秘書係) ウ 旅費の支給について、概算払で支給すべきところ、通常払いにより、出張から5か月後に支出を行っているものがあった。これでは立替払いとなり、出張者 や旅行役務提供者 に負担となっている。出張の際は、その都度命令し、支出を行うようされたい。(秘書係) (ア) 第 137 回九州市長会 (代理出席) (R7.10.21～22) (イ) 全国道の駅連絡会総会 (R7.10.21～22)	ア 振替取得が困難であったため休日勤務手当としていました。 今後同様の誤りが無いよう気を付けます。 イ 受払簿の受入れ残数に誤りがありましたので、直ちに訂正しました。 今後は、出入の際には、使用者とは別に他の職員が立ち会うことで、数量の誤りが発生しないようにいたします。 ウ 通常払いの旅費支出はもちろん、旅費支給事務は速やかに完了し、旅行者への負担が生じないように努めます。
市民課	令和8年6月23日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア 時間外勤務手当において、振替を命じ、振替手当で支給すべきところを、理由を示すことなく休日勤務手当で支給されていた。(令和7年6月、11月 年金医療保険係) イ 時間外勤務命令簿に実施の記録はあるが、手当が支給されていないものがあった。(令和7年4月 戸籍住民係) (令和8年1月2件 年金医療保険係)	内容を確認しましたところ、ご指摘のとおりでした。繁忙期のため振替が取得できない旨の理由書を添付しておくべきでした。今後は振替及び各手当の確認等を行い、適正な支出事務に努めます。 内容を確認しましたところ、ご指摘のとおりでした。総務課と協議をし、手当が支給されていなかった分は、5月に支給しました。
総務課	令和8年6月23日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	
議会事務局	令和8年7月29日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア 時間外勤務手当において、振替を命じ、振替手当で支給すべきところを、理由を示すことなく休日勤務手当で支給されていた。(令和 7年3月)	ア 令和7年3月に正規の勤務時間外の勤務において、休日勤務手当が支給された実績はありません。年度末であり、対象者は異動内示が出ており、振替を取得することが困難であったため、時間外勤務手当が支給されました。今後は、振替を取得するか、振替を取得できない場合は理由を示すこととします。
危機管理防災課	令和8年7月27日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
福祉課	令和8年8月7日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア 会計年度任用職員の報酬と費用弁償の支給額について、残っている資料では確認できないものがあった。 (令和7年6月実績分 総務係) イ 時間外勤務手当において、振替を命じ、振替手当で支給すべきところを、理由を示すことなく休日勤務手当で支給されていた。(令和7年4月、5月 生活支援係)	今回の件を当該会計年度任用職員へ確認しましたが、文書及び口頭で確認ができるものがなかったため、休暇の取扱いや出勤簿の記載方法について再度お伝えしました。 今後は、休暇申請時に確認するとともに、毎月の勤怠管理・出勤簿でも再度確認し、適正に管理・処理します。 振替の取得確認ができていませんでした。今後、適正に管理していきます。
農業委員会事務局	令和8年7月30日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	